

# 早稲田運命学研究会 会則

## ●第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、早稲田運命学研究会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、株式会社ウーマンウェーブに置く。

## ●第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会の目的は、よりよい人生を創造したい人々の一助となる運命学を広く一般に普及させることであり、同時に、それを正しく伝えていく運命師（フォーチュンマスター）の養成を行う。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、年6回の定例勉強会を開催する。その他、必要に応じ、特別セミナーや講演会等を開催する。

## ●第3章 会員及び会費

(会員)

第5条 本会は運命について興味をもち、それをよく活用していこうとする人ならば誰でも入会できる。

(会費)

第6条 会費は以下の通りとする。

入会金 1万円（税込）

\* 「[12 星座別男子の取扱説明書](#)」シリーズより1冊献本します。

年会費 1万2千円（税込）

（会員限定メルマガ [月1×12回] + 定例勉強会参加費3千円×年6回分を含む）

既納の参加費はいかなる事由があっても返還しない。

(入会及び退会)

第7条 会員を希望する者は、必要項目についてメールし、入会金、年会費を指定銀行に振り込んで申し込むものとする。

第8条 会員が退会するときは、事務局にその旨を連絡すること。

(会員の義務)

第9条 会員は所定の年会費を納入する義務を有する。

(資格喪失)

第10条 入会金、年会費を滞納したときには、会員の資格を失う。

(除名)

第11条 本会は特定の宗教、信仰を支援しない。会員がそれに反する行為を行った場合、もしくは他の会員に対して勧誘などを行った場合、事務局は除名することができる。

第12条 その他、公序良俗に反する行為があった会員についても、事務局は除名することができる。

#### ●第4章 付 則

会則は、2009年2月25日をもって施行し、2018年2月25日をもって改訂した。

以上を早稲田運命学研究会の会則とし、会員はこれに同意するものとする。